

情 個 審 第 1 7 号

令和6年9月25日

茨城県公安委員会 御中

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 亀田 哲也

保有個人情報部分開示決定に対する審査請求について（答申）

令和5年11月1日付け茨城県公安委員会第845号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「特定日時に特定の地番で発生した私の接触事故の状況が分かる書類」部分開示決定に係る審査請求事案

（個人情報諮問第106号）

（個人情報答申第99号）



(1) 審査請求書における主張について

審査請求人は、相手からの接触により車両に損傷が発生しており、相手は法的には第三者であるが、本件事故報告書に係る事故（以下「本件事故」という。）の当事者でもある。財産の保護及び相手が本件事故の当事者であるとの視点から検討するのが肝要である。

本件処分における開示請求者以外の特定の個人を識別できるとの理由についてであるが、相手は本件事故の当事者であり、特定の個人に該当しない。

本件処分における交通事故関係者が供述を自己に有利な内容に変更するとの理由についてであるが、開示した方が、双方が共通の認識の下で話し合いが可能となり、一方が有利になる懸念はなく解決を促進するものと考ええる。

本件処分における交通事故の捜査に支障があるとの理由についてであるが、本件事故の捜査において、開示と予想される支障との関係について説明が必要と考える。

(2) 反論書における主張について

審査請求の理由や本件と法の関係について、もう少し具体的、客観的な説明が必要と考える。

開示の可否の決定に当たっては、以下の点を踏まえて再考願う。

ア 開示請求者以外の個人の権利・利益の保護について

本件事故報告書における開示請求者以外の個人とは、本件処分による一部開示の部分や事故証明書で明らかな相手運転手であり、本件事故の当事者である。

当該開示請求者以外の個人は、開示請求者と同じ立場であり、一方的に権利・利益が保護される対象者ではないと考える。

イ 公共の安全等の情報について

(ア) 本件について、実施機関が公共の安全・秩序の維持に支障があるとする「相当の理由」について、もう少し詳しく説明願う。

(イ) 審査請求人は、本件事故報告書の全部開示を求めているのではない。本件事故報告書の「事故の概要」欄の開示を求めているのであり、事故状況に対する共通認識を確認するためである。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件事故報告書について

本件事故報告書は、人の死傷を伴わない、物損のみの交通事故に関して、事故当事者から届出を受けた警察官が、事故当事者から聴取した情報、発生

日時、場所、交通事故捜査の初期段階における供述等に基づいて認定した事故状況、現場状況等を記録した文書であり、個人に関する情報と交通事故捜査に関する情報を記録した文書である。

## 2 不開示情報該当性について

### (1) 法第78条第1項第2号（個人情報）の該当性について

本件事故報告書には、当事者の電話番号及び運転免許情報が記載されているが、これらの情報は、警察が本件事故報告書に記載するために当事者から収集したものである。

そして、これらの情報は、交通事故が発生した場合に事故当事者において相互に伝え合うことがあるが、それは、あくまで事故当事者間における任意のことであり、情報の範囲や内容を含めて、必ずしも相互に伝え合う情報とはいえない。

また、昨今の通信手段の発達により、事故当事者が複数の連絡手段（局線電話、携帯電話、IP電話、メール等）を持っている場合があり、どのような連絡手段をとるかは当事者間の任意によるものであり、必ずしも警察が収集した情報と当事者間で伝え合った情報が同一とは限らない。

よって、たとえ当事者間で相互に伝え合った既知の情報であったとしても、これらの情報が同号イの「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」とはいえず、開示請求者以外の個人情報として不開示としたものである。

さらに、同号ロの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び同号ハの「当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務執行の内容に係る部分」に該当するとも認められない。

### (2) 法第78条第1項第5号（公共の安全等情報）の該当性について

一般的に、警察による犯罪捜査とは、各種情報等から捜査の端緒を取得し、これに基づきあらゆる捜査手法等を駆使して証拠を発見、収集、保全することによって犯罪性の判断や被疑者の特定を行うものである。

本件事故報告書には、当事者の被害金額、処理区分、身柄措置、事故概要及び見取り図が記載されている。これらの情報には、交通事故捜査の過程で収集した情報から、犯罪性があるかどうかの判断に必要な着眼点や交通事故関係者からの事情聴取により判明した事項を、現場臨場した警察官が総合的に判断した結果等が記録されており、また、後日、交通事故関係者から診断書が提出され、人身事故となった場合には、改めて実況見分、関係者に対する取調べ等、必要な捜査を行い、事件を検察庁に送致するこ

ととなるが、本件事故報告書は、その際の基礎資料となるものである。

よって、それらの情報を開示することにより、捜査の初期段階における捜査の着眼点、捜査方針等が明らかとなり、交通事故の関係者等が交通事故発生原因等について自らの正当化、又は自己に有利な内容への供述の変遷等の対抗措置がとられるなど、事故当事者からの真の供述が得られにくくなり、真相の解明が困難になるなど、将来の捜査活動に支障が生じ、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められることから、不開示としたものである。

### (3) 審査請求人の主張に対する弁明

ア 開示請求者以外の電話欄及び運転免許欄を不開示情報としたことについて

審査請求人は、「相手は本件の当事者であり、特定の個人に該当しないものとする。」と主張する。

しかし、当該不開示情報の不開示情報該当性の判断については、上記(1)のとおりであるほか、たとえ当事者間で伝え合った既知の情報であったとしても、それが個別的な事情にとどまるものである以上、「慣行」とは認められず、それらの情報は、法第78条第1項第2号イの「慣行として開示請求が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当しない。

さらに、それらの情報は、同号ロ及びハにも該当しない。

イ 被害程度欄の被害金額、処理区分欄、身柄措置欄、事故概要欄及び見取り図欄を不開示にしたことについて

審査請求人は、「不開示部分が開示されれば、双方が共通の認識の元で話し合いが可能となり、一方が有利になる懸念はなく、解決を促進するものとする。また、本件の事故捜査において開示されると予想される支障について説明が必要とする。」と主張する。

しかし、当該不開示情報の不開示情報該当性の判断については、上記イのとおりであり、それらの情報は、法第78条第1項第5号に該当する。

## 3 結論

実施機関は、上記を踏まえ、部分開示の判断をしたものであり、本件審査請求は棄却されるべきであるとする。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

### 1 本件開示請求に係る保有個人情報について

本件開示請求に係る保有個人情報、本件事故報告書に記録された保有個人情報であると認められる。

## 2 本件処分の妥当性について

### (1) 法第78条第1項第2号該当性について

法第78条第1項第2号においては、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、不開示情報であるとされ、同号ただし書イないしハに該当する情報については、不開示情報から除くこととされている。

そこで、以下においては、実施機関が本件処分において同号に該当するものとして不開示とした各情報の同号該当性について、検討することとする。

#### ア 本件事故報告書の「担当者」欄の警部補以下の職員の係名、氏名及び印影について

まず、本件事故報告書の「担当者」欄の警部補以下の職員の係名、氏名及び印影（以下「本件警察職員個人情報」という。）については、同号本文の開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人である警察職員を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、本件警察職員個人情報の同号ただし書該当性について検討するに、本件警察職員個人情報については、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとすべき事情は認められないため、同号ただし書イには該当しない。

また、本件警察職員個人情報については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報であるとすべき事情は認められないため、同号ただし書ロには該当しない。

さらに、本件警察職員個人情報については、公務員等の職務の遂行に係る情報であるとすべき事情は認められないため、同号ただし書ハには該当しない。

よって、本件警察職員個人情報については、同号の不開示情報に該当するため、不開示にすべきである。

#### イ 本件事故報告書の「第一当事者」欄の「電話」欄及び「運転免許」欄

に記載された情報について

まず、本件事故報告書の「第一当事者」欄の「電話」欄には審査請求人以外の個人の電話番号が、「運転免許」欄には当該個人の保有する運転免許の種類、番号及び年月日が記載されていることが認められる。

そうすると、本件事故報告書の「第一当事者」欄の「電話」欄及び「運転免許」欄に記載された情報については、同号本文の開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は個人識別符号が含まれるものに該当すると認められる。

次に、本件事故報告書の「第一当事者」欄の「電話」欄及び「運転免許」欄に記載された情報の同号ただし書該当性について検討するに、本件事故報告書の「第一当事者」欄の「電話」欄及び「運転免許」欄に記載された情報については、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとすべき事情は認められないため、同号ただし書イには該当しない。

また、本件事故報告書の「第一当事者」欄の「電話」欄及び「運転免許」欄に記載された情報については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報であるとすべき事情は認められないため、同号ただし書ロには該当しない。

さらに、本件事故報告書の「第一当事者」欄の「電話」欄及び「運転免許」欄に記載された情報については、公務員等の職務の遂行に係る情報であるとすべき事情は認められないため、同号ただし書ハには該当しない。

よって、本件事故報告書の「第一当事者」欄の「電話」欄及び「運転免許」欄に記載された情報については、同号の不開示情報に該当するため、不開示にすべきである。

## (2) 法第78条第1項第5号該当性について

法第78条第1項第5号においては、地方公共団体の機関等が、開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると地方公共団体の機関等が認めることにつき相当の理由がある情報について、不開示情報であるとされている。

ここで、「支障を及ぼすおそれがあると地方公共団体の機関等が認めることにつき相当の理由がある情報」とされているのは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなど

の特殊性が認められることから、このような情報に該当するか否かについては、地方公共団体の機関等の第一次的な判断を尊重する趣旨であると解されている。

当審査会において、実施機関が本件処分において同号に該当するものとして不開示とした本件事故報告書の「第一当事者」欄及び「第二当事者」欄の「被害程度」欄、「処理区分」欄及び「身柄措置」欄並びに「事故概要」欄及び「見取り図」欄に記載された各情報（以下「本件第5号該当不開示情報」という。）を見分するに、「第一当事者」欄及び「第二当事者」欄の「被害程度」欄には各当事者の被害金額が、「第一当事者」欄及び「第二当事者」欄の「処理区分」欄には各当事者に対する実施機関の対応の内容が、「第一当事者」欄及び「第二当事者」欄の「身柄措置」欄には実施機関による各当事者の身柄措置の内容が記載されており、また、「事故概要」欄には本件事故が発生した経緯や本件事故の概要が、「見取り図」欄には本件事故が発生した経緯や本件事故の概要が図で記載されていることが認められる。

実施機関は、上記第4の2（2）のとおり、本件第5号該当不開示情報については、交通事故捜査の過程で収集した情報から、犯罪性があるかどうかの判断に必要な着眼点等の事項を、現場臨場した警察官が総合的に判断した結果等が記録されたものである旨主張し、本件事故報告書については、後日交通事故関係者から診断書が提出され人身事故となった場合には、改めて、実況見分、関係者に対する取調べ等必要な捜査を行い、事件を検察庁に送致することとなるが、その際の基礎資料となる旨主張している。

また、当審査会事務局職員をして、実施機関に対し、一般的に、物件事故報告書の「第一当事者」欄及び「第二当事者」欄の「処理区分」欄及び「身柄措置」欄に記載された情報について、事故の各当事者が知り得るかどうかを確認させたところ、実施機関からは、本人に係る情報については知り得るが、事故の相手方当事者に係る情報については一般的には知り得ない旨の回答があった。

まず、上記の実施機関の主張及び回答について検討するに、上記の実施機関の主張及び回答について、不自然又は不合理な点は認められず、これらを覆すに足りる特段の事情は認められない。

そして、本件第5号該当不開示情報のうち、「第二当事者」欄の「処理区分」欄及び「身柄措置」欄に記載された情報を除く、「第一当事者」欄の「被害程度」欄、「処理区分」欄及び「身柄措置」欄、「第二当事者」欄の「被害程度」欄並びに「事故概要」欄及び「見取り図」欄に記載された情報については、現場臨場した警察官の判断等に係る情報であって、一般的に開示請求者が知り得るとまではいえず、それらを開示した場合、捜

査の初期段階における捜査の着眼点、捜査方針等が明らかとなり、交通事故の関係者等が交通事故発生原因等について自らの正当化、又は自己に有利な内容への供述の変遷等の対抗措置がとられるなど、事故当事者からの真の供述が得られにくくなり、真相の解明が困難になるなど、将来の犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることは否定し得ない。

よって、本件第5号該当不開示情報のうち、「第一当事者」欄の「被害程度」欄、「処理区分」欄及び「身柄措置」欄、「第二当事者」欄の「被害程度」欄並びに「事故概要」欄及び「見取り図」欄に記載された情報については、それらを開示することにより交通事故事件捜査に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報と認められ、同号の不開示情報に該当することから、不開示にすべきである。

一方、本件第5号不開示情報のうち、「第二当事者」欄の「処理区分」欄及び「身柄措置」欄に記載された情報については、審査請求人本人に係る情報で、一般的に開示請求者本人であれば知り得るものと考えられるから、それらを開示することにより交通事故事件捜査に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるとまでは認められない。

よって、本件第5号該当不開示情報のうち、「第二当事者」欄の「処理区分」欄及び「身柄措置」欄に記載された情報については、同号の不開示情報に該当しないことから、開示すべきである。

### (3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、本件処分に係る判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

## 3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和5年11月2日	諮問受理
令和6年7月22日	審査（令和6年度第4回審査会第一部会）
令和6年8月28日	審査（令和6年度第5回審査会第一部会）
令和6年9月18日	審査（令和5年度第6回審査会第一部会）

別表

不開示部分	不開示理由	開示相当部分
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「担当者」欄の警部補以下の職員の係名、氏名及び印影</li> </ul>	<p>法第78条第1項第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）該当</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため。</p>	なし
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 開示請求者以外の個人の「電話」欄及び「運転免許」欄</li> </ul>	<p>なお、氏名を慣行として公にしている警察職員の範囲は、警部又は同相当職以上の職員である。</p>	なし
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「被害程度」欄の被害金額</li> <li>• 「処理区分」欄</li> <li>• 「身柄措置」欄</li> <li>• 「事故概要」欄</li> <li>• 「見取り図」欄</li> </ul>	<p>法第78条第1項第5号（公共の安全等に関する情報）該当</p> <p>交通事故発生時の事故原因等に関する捜査内容が記載されており、これを開示することにより交通事故関係者等が供述を自己に有利な内容に変更する等の対抗措置をとるおそれがあり、交通事故事件捜査に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>	「第二当事者」欄の「処理区分」欄及び「身柄措置」欄